

## 南区総合庁舎（公会堂）の屋外広告看板について

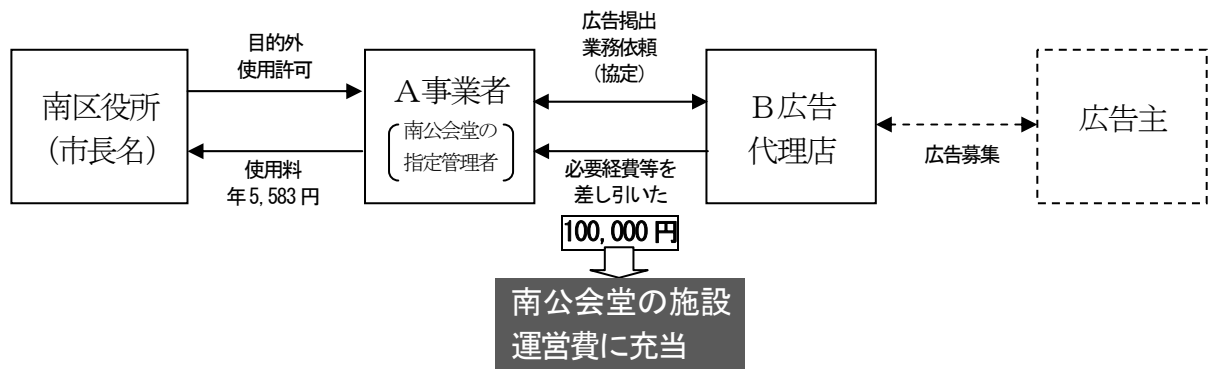
### 1 設置状況

- (1) 所在地 南区花之木町三丁目48番地1
- (2) 広告看板の概要
- ア 設置場所 公会堂の道路沿い（案内図 参照）
  - イ 広告面の大きさ 縦1.8m×横1.8m
  - ウ 土地の投影面積  $1.8\text{m} \times 0.5\text{m} = 0.9\text{m}^2$
  - エ 設置数 1か所



### 2 広告看板設置の許可の手続き

- (1) A事業者（公会堂の指定管理者と同一事業者）が、南区に行政財産（敷地の一部、 $0.9\text{m}^2$ ）の目的外使用許可を申請
- (2) 南区がA事業者に市長名で目的外使用許可（投影面積 $0.9\text{m}^2$ の使用料を時価算定 年額5,583円）
- (3) A事業者が、広告掲出業務（広告看板の設置、広告主の募集、デザインの制作、屋外広告物条例の手続き、維持管理 等）をB広告代理店に依頼
- (4) B広告代理店が広告掲出に係る必要経費等を除いた年額100,000円をA事業者に支払
- (5) A事業者が上記の収入を南公会堂の施設運営費に充当



### 3 A事業者とB広告代理店の業務依頼

A事業者は土地所有者でないにもかかわらず、土地賃貸借契約書を使用していたことが判明